

第5回休眠預金等活用審議会 議事録

1. 日時：平成29年10月18日（水）16:00～17:13

2. 場所：合同庁舎4号館11階共用第1特別会議室

3. 出席者：

（委員等）小宮山会長、飯嶋委員、飯盛委員、北地委員、野村委員、服部委員、程委員、
牧野委員、小河専門委員、岸本専門委員、栗林専門委員、駒崎専門委員、
白井専門委員、宮城専門委員

（御欠席：萩原委員、宮本委員、工藤専門委員、曾根原専門委員、
経沢専門委員）

（政 府）幸田内閣府審議官、森金融庁総務企画局企画課調査室長

（事務局）田和政策統括官（経済社会システム担当）、前田休眠預金等活用担当室室長、
岡本休眠預金等活用担当室参事官、野澤休眠預金等活用担当室企画官

4. 議事：

（1）地方公聴会等の報告等

（2）基本原則について意見交換

5. 議事概要：

○前田室長 それでは、定刻になりましたので、第5回「休眠預金等活用審議会」を開会させていただきます。

宮城専門委員が15分程度おくれるというお話を承っております。

なお、会議の内容等について、会議中にSNS等での発信は、お控えいただきますよう、お願いいたします。

それでは、小宮山会長より、議事の進行をお願いいたします。

○小宮山会長 地方公聴会につきましては、全国5カ所で開催し、259人の参加を得て、御意見等をいただきました。

御対応いただいた委員、専門委員の皆様、お忙しい中での御協力を大変ありがとうございました。

また、9月13日から10月6日まで、内閣府のホームページで、中間的整理について、意見を受け付けました。本日は、これらを通じて、提出された意見等を踏まえて、意見交換を行いたいと思います。

まずは、事務局からいただいた意見の概要報告をお願いいたします。

岡本参事官、お願いします。

○岡本参事官 それでは、お手元にあります資料1-1と資料1-2に基づいて、御説明させていただければと思います。

全国5カ所からいただきました意見につきまして、エクセル上で整理させていただいたものが資料1-2でございます。

いずれも、それぞれのいただいた主要論点の項目ごとに、事務方の事務局で分類させていただいた上で、複数出た意見について、資料1-1の中でまとめさせていただいたという構成になっております。

資料1-1でございますが、開催の概要につきましては、今、会長からありましたように、全国5カ所、259名の方が参加されました。

主な意見でございます。主要論点1でございますが、3つございます。

1つは、休眠預金の交付を受けた場合に、別団体から助成金を受けられないといった厳しいルールづくりをしないよう、配慮いただきたいということです。

それと同じような裏返しでございますが、休眠預金があるからといって、行政の政策的な予算の肩代わりにならないようお願いしたいという話です。

3つ目でございますが、審議会でこれまでも何度も出ておりますが、人材育成は、先行投資的な面があり、こういった部分にも、休眠預金を活用できるとよいというお話です。

主要論点2でございます。優先すべき社会の諸課題でございます。

優先的に解決すべき社会の諸課題について、審議会としては、基本方針の策定段階で絞り込まず、指定活用団体において、決めることとなったとあるが、審議会において、決めるべきだと思うという御意見がございました。この部分は、前回の中間的整理とは、結論が異なるところでございますので、後ほど御確認をいただければと思っております。

2つ目でございますが、課題解決に当たり、連携やネットワークが有効であるというお話です。

3番目の主要論点3以降でございますが、次回以降、本格的に議論していくというところで、まず主要論点3でございます。指定活用団体に求められる機能、ガバナンス／コンプライアンスの体制です。

資金分配団体の選定に当たりまして、地域性であるとか、専門性のほかに、支援対象団体の発展段階、ステージに応じた支援措置による分類を議論してはどうかというお話です。

主要論点4の指定基準・手続については、特にございませんでした。

主要論点5でございます。資金分配団体に求められる機能、ガバナンスでございます。

資金分配団体には、地域課題は何か、どうすれば解決できるのか、どの団体に優先的に資金配分していくか等について、的確な判断能力、調査分析能力が必要であるということが論点整理に書かれておりますが、そういう能力のある人材を育成するには、コストがかかるという話です。

2つ目として、プログラム・オフィサーの重要性は、審議会で御議論いただいておりますが、その一方で、現場の団体から、そういうことがわからないプログラム・オフィサーも現実にいるので、能力を向上させるように、プログラム・オフィサーの訓練体制も検討すべきではないかというお話です。

3つ目でございますが、かなり地域によって、格差があると思いますが、資金分配団体のない地域も想定されるため、資金分配団体がその地域の情報を得られるように、資金分配団体とその地域の間支援組織との連携体制を構築すべきであるという話です。

もう一つは、こちらは、夏のヒアリングでも出てまいりましたが、伴走支援できる資金分配団体は、数も質も足りない。資金分配団体が資金分配と伴走支援の両方を行うと、助成等を受けた団体が資金分配団体の意向ばかりを考えるようになるため、資金分配団体は資金分配を行い、伴走支援は別の団体が行ったほうがよいというお話です。

主要論点6でございますが、革新的な手法とか、評価でございます。

社会的インパクト評価に取り組める団体が少ないため、評価についても、伴走支援をすべきである。

2つ目として、社会的インパクト評価においては、多様な評価基準、評価のやり方を想定すべきである。

その一方で、評価手法がたくさんあり過ぎると、比較が難しくなる。

4つ目として、革新的な手法に目が行き過ぎないで、地道な活動にも、お金が届くようにしていただきたい。

本質的に社会課題を解決して、ソーシャルイノベーションを起こすということ、関係者に共有できるように、事例を審議会の資料として出してほしい。

資金支援の出口として、民間で資金調達をするというルートのほかにも、行政が施策として取り組むというルートも考えるべきである。これも審議会で御議論いただいているところだと思います。

主要論点7のその他でございます。

いろいろ現場の団体からありましたが、助成の条件にいろんなことを求められると、かなり助成先が限られてしまうという御意見がございました。

こういったことを受けまして、資料1-3で、中間的整理のところを一部改正させていただいておりますのが、例えば5ページ目をごらんいただきますと、今、申し上げた資料1-1で出ました、地方での公聴会での主な意見等というものを、最後に四角囲みで入れるような形で、それぞれ論点ごとに入れるような形で、今後、次回以降、審議するときにわかるような形にしたということでございます。

以上でございます。

○小宮山会長 ありがとうございます。

御出席いただいた委員、専門委員からの補足や感想を含めまして、御意見のある方は、御発言をお願いしたいと思います。例によって、1人3分以内ということで、やりたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○岸本専門委員 仙台の地方公聴会に出席させていただきました。

確認のため、お伺いしたいのですが、優先的に解決すべき社会課題について、審議会に

において、決めるべきだと思うという発言は、たしか仙台会場でという記録になっていたと思うのですが、表現がこうだったかどうかの確認なのですが、何らかの方向性を打ち出すべきだという言い方だったような気もするのですけれども、違いますでしょうか。

まさに課題について決めるというよりかは、何らかの分野ごとの方向性を打ち出すべきだというニュアンスで、私は記憶しているのですが、いかがでしょうか。

○野澤企画官 済みません。この場で議事録を持ってきていないものですから、確認させていただきたいと思います。後ほど御連絡させていただきます。

○小宮山会長 いずれにしても、これをそのまま受けとめるというわけではないということですね。御意見が出たということです。

ほかはいかがでしょう。

こういう意見があったということで、最終取りまとめの次のバージョンに向けて、考えるところは考えるということなわけですが、ここで、これはこうだろうということを議論したほうがいいのか。それとも、構わないですか。

○前田室長 主要論点1、主要論点2にかかる部分につきましては、ここの審議会できちんとした形で議論いただいて、それを中間的整理という形でまとめました。

したがいまして、先ほど主要論点2の○の1つ目というのは、そういう意味では、中間的整理とやや趣旨が違っているので、意見を踏まえてどうするかということをお確認はいただきたいと思っております。

○小宮山会長 だから、どうですか。我々としては、非常に多様な課題があるわけで、法律の趣旨からは、幾つかの課題があって、かなり広く考えることもできるわけで、いろいろな可能性が出てくる可能性があるということなので、今の段階で絞るべきではないというのが、一応結論だったわけなのですが、こういう意見を受けて、変える必要がございませぬか。ないですか。

それでは、そういうことで進みたいと思います。

ほかの御議論、御意見についてはどうですか。どうぞ。

○北地委員 大阪会場で出た御質問なのですけれども、四角囲みの一番上にあります総論の徹底して休眠預金を減らす体制をつくることが重要である。これは、法の設立段階のときに、議論をされているとお聞きしておりますが、ここを明確にされたほうがいいのかと思います。

○小宮山会長 どういう意味ですか。体制をつくるようにすべきだということですか。

○北地委員 イギリスのマイスリーブアカウントのように、まず減らしてから、議論すべきであるだろう。減らすために、休眠預金の活用をすべきであるというお話だったのですが、既に減らすということについては、議論が済んでいると理解しております。

○小宮山会長 日本でもということですね。

○北地委員 法案の段階です。

○小宮山会長 法案の段階ですか。

どうぞ。

○金融庁 金融庁でございます。

御承知のとおり、法律には、休眠預金は、本来であれば発生しない、もともとの預金者に戻したほうが良いというのは、大前提でございますので、政府は、周知活動を徹底して行うべきだということになっております。それは法律に書いてございますので、金融庁及び内閣府に御協力いただいて、例えばポスターとか、あるいは全銀協を使って周知をしてもらうとか、今、そういうことをやり始めておりますので、そこは御懸念いただかなくても、よろしいと思います。

○小宮山会長 主要論点2はどうですか。先ほど上はやったわけですが。課題解決にあたり、連携やネットワークが有効である。これも御意見で、そのとおりです。

3以降はどうですか。

○前田室長 主要論点3以降は、まさに今後、議論することになっておりますので、こういった意見があったことを念頭に置いていただきながら、御議論していただければ構いません。

○小宮山会長 そうですね。ありがとうございました。

それでは、以上でよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。大変御苦労さまでございました。

それでは、最終取りまとめに向けた今後の議論に反映させていきたいということでございます。

これまでの本審議会の議論や地方公聴会の意見等では、休眠預金の具体的な活用例として、子ども・若者支援や生活支援困窮者、困難者支援と比べて、地域活性化の分野においては、余り具体的に取り上げられておりませんでした。本日、飯嶋委員から、地方銀行や信用金庫等に対して、休眠預金の活用について、調査を行った結果がまとまったということで、資料の提出をいただいております。

これに関して、簡単に御説明をいただきたいと思っております。

飯嶋さん、お願いします。

○飯嶋委員 議事の流れからは、唐突感があるかもしれませんが、私からは、休眠預金の活用先として、今、会長からありましたように、地域活性化について、地銀64行信金、信組の団体などに意見募集を行っております。

また、これまでの審議会やヒアリング、公聴会での意見を踏まえまして、地方活性化でのアイデアを整理してみましたので、今後の議論の参考にしていただければと思っておりますので、お聞きいただければと思っております。

資料2の1ページをごらんください。

聴きとった結果ですが、地方での最大の課題は、働き手の確保ということでございました。解決すべき社会的課題は、都市部と地方でそれぞれ異なるため、都市部、地方双方の課題をマッチングさせることで、お互いの課題を解決できるのではないかと考えたのが、

こちらのスキーム図でございます。

具体的には、都市部で問題となっております非正規雇用、低所得、生活困難者の方々を、若年層の減少で、働き手の確保が課題となっております地方につなぎまして、双方のニーズをマッチングさせる取組を進めまして、これに休眠預金を活用しようというものでございます。

これまで実例としてありますのは、大阪府豊中市と高知県土佐町の連携や、青森県弘前市と大阪府泉佐野市の連携がございます。これはお互いに行政間で行ったものでありますので、もっと広くこの連携を担えるような団体、事業者を全国レベルでつくっていくことが必要ではないかと思っております。その結果、都市部、地方双方に経済的、社会的効果を生むことができると思っております。

現状の課題としましては、マッチングを行うような事業者が希薄であるということがございまして、そこで担えそうな団体を育てていくことが必要になっていきますが、そのためにも、伴走型の支援に加えまして、マッチングからアフターケアまで対応できる人材の育成をすることが求められるわけでございますが、この考え方は、現在、議論されている休眠預金の活用理念にも通ずるものだと考えております。

実際に、千葉県のいすみ市にありますNPO法人さんに話を伺ってきまして、この団体は、地方活性化や移住、定住、就業を取り組んでおります。例えば行政では手の届かない移住者の人たちの呼び込みに加えまして、コミュニティへの参加を促すような取組も行っております。

休眠預金の使い道の1つとしまして、この団体から提案いただきましたのは、空き家対策でございまして、空き家として放置してしまう大きな理由の1つは、家の中の片づけがあるということでした。面倒な片づけをそのままにしていまいますと、相続人と連絡がとれなくなって、空き家の活用ができなくなります。そこで、空き家の実態調査だけで終わらせるのではなくて、家の中の片づけとか、休眠預金が活用できれば、空き家対策に弾みがつくという意見がございました。

移住者にそうした仕事を請け負ってもらうこともできます。むしろ地域にしがらみのない人が空き家の実態調査を行ったほうが、しっかり話してくれるというお話もおっしゃってございました。

地方であれば、空き家とセットで、田んぼとか、畑がついてきますので、家計に優しく、また、地方で人間らしい生活を送れるということは、大きな魅力があるのではないかと聞いたお話もございました。

都市部で問題を抱えた方々は、地方に来ることで、新たな生きがいを見つけていただき、生き生きと暮らしていくことができれば、この事業は非常に意味のあるものだと思っております。

また、スタートアップ時は、休眠預金を活用しまして、これを呼び水にして、地方の企業などから、投資を呼び込むことで、取組を拡大させていくことも可能ではないかと考え

ております。しっかりとした出口を用意していくことが求められていると考えております。

次に2ページをごらんください。こちらは、働き手の確保をキーワードとしました、地方の地元企業への就業促進、若年層の地方定着といった課題に着目した活用案でございます。

進学を志す学生に、無利子で奨学金を貸し付けまして、卒業後に地元の企業に就職して、例えばその企業に3年間勤務すれば、その後の返済を免除するというアイデアでございます。選挙の争点で、高等教育の無償化が掲げられておりますので、立ち位置は微妙にあると思いますが、都市部への人口流出を食い止めまして、優秀な人材で地元回帰を図るという点では、非常に意義のあるものだと思っております。

似たような取組としましては、鹿児島県の長島町で「ぶり奨学金」という成長魚の鰯が回遊して戻ってくるようにという名前だったということですが、今回、提示した検討案では、地元企業から出資を募るファンド組成という出口を明示している点が若干異なる点だと考えております。

なお、地元企業によるファンドにつきましては、地元へのUターン、Iターン支援ということで、例えばインターンシップの運営とか、合同説明会の費用にするとか、一社ではできないことを、ファンドを通じて、地元でやっていただくように活用できるのではないかと考えております。

制度の運用主体としましては、各都道府県の商工団体を想定しております。実際に、千葉県の商工連合会に話を伺ったところ、こうした奨学金制度については、今後、検討していきたいということと、あとは、地元企業から出資は取れるだろうという意見もいただいております。

茨城県では、地元の中小企業経営者がメンバーとなって、NPO法人を立ち上げまして、各社が資金を出し合って、インターンやキャリア教育などを実施しているということでございます。

ファンド組成の呼び水という出口を設けることで、奨学金制度の事業は、地域活性化との活用として、成り立っていくのではないかと考えております。

次のページをごらんください。こちらは、地方で外国人旅行者向けの観光ボランティアが不足している課題に着目した活用案でございます。

都市部では、観光ボランティアの育成に向けた取組は、盛んに行われております。

一方で、地方では、交流人口をふやすべく、インバウンドの取組を図ろうとしている自治体があるのですが、財政難に加えまして、人材難も相まって、観光ボランティアの対応が進んでいないというのが、実態ということでございました。

ラグビーの世界カップとか、オリンピック・パラリンピックなどのイベントを控えて、東京、大阪での都市部では、インバウンドの取組が進む一方で、地方は取り残され、これによって、都市部と地方に更なる格差が生まれてしまう危険性をはらんでいるのではないかと考えております。

地方には、日本の原風景を生かしました観光資源、まだまだ海外のインバウンドを取り込める要素はたくさんございます。そこで、海外の旅行者を観光案内できるボランティアを養成するため、語学研修の助成金の支給要件として、例えば月2回の観光ボランティアを義務づけるというアイデアでございます。

こうした助成金制度に休眠預金を活用することで、地方の観光資源の活用を進めていこうということでございます。経済的効果は、もちろん出ると思いますし、社会的効果としては、シニア層の活躍、また、その方々の生きがいを持って、携わっていただくことで、副次的に健康寿命のところとか、医療費削減といった効果も得られるのではないかと考えております。

休眠預金等の活用と書かれています矢印の左側で、地元ボランティア団体の登録義務づけは、語学研修を受けた人たちの最終的な出口、右に掲げました地元ボランティア団体による助成金制度の移行は、休眠預金の活用の出口ということで、具体的には、制度運営団体として想定しているのは、観光協会とか、DMOといったところです。地元の商店会や旅館業者なども資金の出し手となることを想定しております。

次のページをごらんください。ちょっと小さくてあれなのですけれども、こちらの審議会でも、出口の検討として出ております、ソーシャル・インパクト・ボンドにつきまして、現状事例など、参考として御紹介させていただきます。

現在、ソーシャル・インパクト・ボンドは、健康福祉分野の導入が進められておりまして、地方でもさまざまな検討が行われております。

茨城県では、ヘルスケアのSIBスキーム検討会を立ち上げまして、県内のある企業が発起人となりまして、産官学民の連携でスタートをしたということです。2018年から2年ぐらいの試行を経て、全面的な展開に向けて、今、活用中です。ただ、呼び込みを上げ過ぎてしまったので、進んでないのが実態だということでございます。

応用案としましては、下の部分にありますけれども、中小企業健康経営を支援するもの、例えば大企業であれば、健康管理組合とか、その辺でいろいろな制度があつて、さまざまな健康管理ができています。中小企業は、そこまではいっていないところもございまして、こちらを入り口の呼び水としまして、休眠預金を活用する中で、最終的には、行政に落とししていくこともアイデアと考えております。

最後のページは、参考までに、先ほど言いました今までにアンケートをとって、各県で活動している団体は、どういうものがありますかということなのですけれども、今までヒアリングとか、お話に出ているものが各県にあるということでございます。説明は省略させていただきます。

いずれにしても、パイロット的に何か1つ成功させて、じわじわ拡大していくほうが実効性はあるという気はしております。

以上でございます。ありがとうございました。

○小宮山会長 決して唐突ではなくて、こういうようなものを求めている、ありがとうご

ざいます。こういうことを進めるためのいいアイデアがあって、プロジェクトがどんどん出てくるとありがたいと、我々は考えているわけです。

これについて、御意見を伺いたいと思います。

駒崎さん、どうぞ。

○駒崎専門委員 大変いいたたき台を御提示いただきまして、ありがとうございます。

僭越ながら、少し御意見をさせていただけたらと思います。

検討案2のもので、あくまでこういうものがあつたらどうかというレベルのアイデアだと思うのですけれども、1つの発想として、考えなくてはいけないと思っているのは、地元の企業に就職したら、3年間やめなかったら奨学金を出すというものに関して、返さなくていいみたいなことをするのは、誰目線なのかというところで、地元の企業としては、人材確保ができて、いいと思うのですけれども、例えばそれが子どもたちの目線で、選択肢を本当であれば、地元ではなくて、違う町で自分の夢をかなえられるみたいな機会があつたときに、経済的な理由で、ある種それを束縛してしまうという可能性もあるわけなのです。なので、社会課題を誰目線で見えていくのかということ、少し念頭に置かなくてはいけない部分があります。

あとは、間接的に営利企業に対して、メリットを付与していく際に、営利企業は何でもいいのかという話で、地方にある営利企業だったら、営利企業を助成することであれば、何でも地域活性化になるのですかということ、何をもちて社会課題の解決とするのかというところで、結構大切な視点だと思うので、そこをある程度何でもよしではなく、社会の課題を解決しているという文脈の中に乗せた形で支援していかないと、中小企業庁の支援とどう違うのかというところで、混乱してしまうところがあるのではなかろうかと思っております。

それに類することですが、検討案3のような語学ボランティアとか、観光ボランティアをふやしたいというお話も、まさに観光庁、観光をつかさどる省庁が既にやっていたりします。行政がやらないところを休眠預金でやっていこうということですので、そことあえてバッティングするようなものに対して、お金を出していくとすると、趣旨から違ってしまふ部分もあると思いますので、原理原則、行政がやらないというところに、ある程度きっちりこだわることも必要なのではなかろうかと思えます。

その他で挙げられている資金の活用方法の中でも、例えば①子ども及び若者に関する事項では、学習支援教室の運営、内閣府がまさにしている事業です。文科省も補助を出しています。

②の障害者に対する職業訓練の実施、これは厚生労働省がお金としては出しています。

③の空き家・空き店舗の活用というのは、まさに空き店舗施設活用事業補助金などが中小企業庁から出ています。

こうしたものとぜひともバッティングしない形で、民間ならでは、そして、行政がしていないところに対して、革新的なソリューションを提示していく趣旨から鑑みますと、そ

うテーマに沿ったものでやらせていただいておりますので、あとは、具体的にこの団体がこういうふうに申請するのとか、そういう話ではないのですが、長い期間、責任を持った団体が管理していくということであれば、運用できる、信用できるところがあるのかというところをもちまして、商工団体に聞きに行って、こういうものはどうだということですよ。

そういう場合には、企業さんがファンドに出せるとか、まさしく行政とかぶるのですけれども、例えば無償の奨学金は、自治体ごとに、大学であれば、月4万円を返さなくていいとやっている行政もありますし、ただ、それだけではもたないということもございますので、ここは色をつけずに、地方に優秀な人を返していただくことを踏まえて、こういう案もいいのではないかとということで、いろいろやりました。

いずれにしても、これをもってどうのこうのということではないのですが、一番言いたかったのは、こういう時間をいただいて、地方で一番上がってきたのは、働き手の確保ということと、1ページにありましたけれども、今まであった議論の中で、それぞれ皆さんが真剣に取り組んでいるものの、解決方法として、全体を把握して、地方につなげるとか、マッチングできるというアイデアが出てくれば。それぞれの課題が一步前へ進むのではないかと。まさしく休眠預金の今回の精神にのっているのではないかとということで、1ページ目と働き方の確保というところですよ。

○小宮山会長 一番重要なことは、我々は基本的なルールを決めるための審議会なのですが、基本の原則と事例とキャッチボールされないと、実行的なものができないのです。何をイメージして議論しているのかわからないから、そういうためには、こういうものが出てくることは、非常にいいことだと思います。ですから、今度、ハイブリッドの仕方ですよ。

やっちはいけないことは、先ほど駒崎さんがおっしゃったような、ここでやっているものを、そのままここで支援する。これはやらないわけです。だけど、ここで同じような目的でやっているけれども、違う仕組みでやって、ここに休眠預金を入れるとうまくいきそうだというものは、ぜひ入れたいわけですから、そんなような資料で、具体化の1つの形で出していただいたと考えればよろしいのではないのでしょうか。

位置づけはそういうこととして、ほかに御意見はございますか。どうぞ。

○服部委員 後でいいです。

○小宮山会長 服部さん、続けてどうぞ。

○服部委員 今の会長の御意見での確認なのですが、仕組みが1カ所で成功した場合は、違うところで成功するとは限らないわけですから、それを他地域でということにおいては、既にあるのですが、ここには、他地域にはないから、それはこの資金を活用してもいいのだという認識にするのか、どうするのかといったところも、確認しておいたほうがいいと思いました。

○小宮山会長 そこはあれですね、一番いいのは、こことこことは、こういう状況は違うから、こういうルールで、こういう仕組みでこちらに適用すれば、ここで成功したことが

こちらに移転できるかもしれないというのは、明らかに新しい提案だと思います。全く同じものを、極めて似たところにそのまま適用してやるというのは、どうでしょうか。

程さん、どうぞ。

今の話と関係がありますか。

○程委員 関係はあります。

○小宮山会長 関係があるのですか。どうぞ。

○程委員 指定活用団体が資金分配団体を選定する際、候補となる団体に優先順位をつける必要があると思いますが、例えば1の例で言うと、大阪と高知はやっているから、そこには支援しないのですが、同じようなスキームを、愛媛と大阪がやったというときに支援するのかなとか、あとは、先ほど先生が言ったように、既に前例のある事業だけれども、新しいスキームで、同額の資金を投じて、3倍の人が恩恵を受けるといった場合、その事業に革新性やイノベーションがない限り、選んではいけないのではないかという具体的な議論が生じると考えています。この審議会の場に、そういった具体的な議論をどこまで含めるかという点は考える必要がありますが、現実的に休眠預金活用の仕組みが運用される際には、そういった議論がなされるべきですので、ある程度のガイドラインは必要だと思います。

もう一つは、支援先事業を選定する際、おそらく、子ども及び若者の支援に係る活動で、かつ日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動で、かつ地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動であるというように、優先的に解決すべき社会の諸課題の3類型すべてをかけた事業は、優先順位が高くなるといったことも想定されると考えています。私も仕事を通じて今回ご提示されたような地方活性化の課題はよく耳にしますが、本来の休眠預金の中身の趣旨を、皆さん、もう一回、理解された上で、一挙に3つを解決できるものを上げてくることができるのか、またはそれ以上に、例えばこの3つが非常に重要なのか、もう一回考えると、現状とは異なる視点が出てくるのではないかと考えています。

○飯嶋委員 そうですね。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、肝は1ページ目だと思っていまして、マッチングが希薄だというのは、事実だと思いますので、これを機に、真ん中のところ、地方なり、それぞれのものをマッチングしていくところをつなぐというアイデアは、なかなかない気がしますので、その中で、いろんなものが出てくるのではないかと考えております。

○小宮山会長 前から思うのだけれども、特に1ページ目はそうかもしれないのですが、都市の過密と地方の過疎とか、私の住んでいるすぐ近くなどには、どんどん家ができていて、その数だけ、どこかに空き家がふえるのです。そういうものの掛け算といったものはいろいろあって、やっているという人はいるのだけれども、私の知っている限り、そんなにうまくいっている例はないです。160ぐらいの都市をあちこち行って見えていますけれども、

やっているという人はたくさんいる。宮城さんなんか怒るかもしれないけれども、日本にとって必要な規模感を持って、うまく進んでいるとは、私には思えない。だから、そういうものができそうなアイデアが出てくれば、選べばいいのでしょう。そのときに、ある種のガイドラインをつくっておく必要があるというのは、多分そのとおりなのです。難しいけれどもね。

どうぞ。

○駒崎専門委員 今、程さんが前半で御提示されたお話は、議論されなくてはいけないと思ったのは、スケールアウトにはお金を出すのかということだと思います。つまり1つの地域で成功したモデルがあって、それが全国に広がれば、全国的に社会の課題を解決できるというところ、それは制度にのっていない、国のお金が出ていない。これに対しては、休眠預金のお金が使われるべきかというお話だと思うのですが、私は使われるべきだと思います。それはまさにイノベーションを波及させて、世の中全体を変えていくということですので、それ自体はいいと思います。なので、それに対する答えとしては、ありだと思います。

○小宮山会長 どうぞ。

○服部委員 30秒ぐらいの話です。要するにそれはずっと前からおっしゃっているように、ポートフォリオとおっしゃっている言葉に尽きると思っていますので、立ち上げのところの応援とスケールアウトのところの応援、そこに非常に比重があるとは思いませんけれども、そこがあるというのは、ありだという整理なのだろうと聞いておりました。

○小宮山会長 これは具体論が出てこない、切りがないと思います。とりあえず、今、そこら辺が重要なポイントだということで、次の牧野さん、お願いします。

○牧野委員 こういった形で、事例を伴った検討案が出てきて、議論しやすくなったと思います。

検討案②を見ていて思うのは、貸し付けと給付の違いをどう考えるかということです。出しっ放しにするほうが、資金管理的には楽といいますか、補助金と同じで、後はちゃんと事業効果が出るかどうか、見ていけばいいということなのですが、貸し付けにして回収することになると、これは資金管理の話ですので、コストがかかります。無利子貸し付けだからといって、コストが全くかからないということはありません。逆にこれは相当なコストがかかる。実際に貸し付けが焦げついたときにどうするのかということまで考えると、それだけコストがかかるという話になってくる。そういったことも含めて、例えば奨学金制度を貸し付けの形ですということになると、そのコストは一体誰が見るのか。それも休眠預金の中から見るのかといった議論が、恐らく出てくるだろうと思いました。

○小宮山会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○飯盛委員 皆様、おっしゃっているとおり、飯嶋委員の資料をもとに、非常にイメージが具体化できて、議論がしやすくなったと、感謝をいたしております。

挙げさせていただいた事例に共通するのは、飯嶋委員がおっしゃったとおり、地域活性化においては、担い手の確保や育成は、どうしても避けては通れない課題だと思っております。これは3つとも共通するテーマだと思っております。

資料を拝見していますと、前から議論されているとおり、成果をどういうふうに設定するのか、また、どういうふうに見せるのか、評価するのかというところに、大事なポイントがありますが、どういうことを成果として見せることができるのかということを考えていくと、これはなかなか大変なことだと思います。そのため、これからの議論のポイントの1つでもある、評価をどうするかというところが、大切であるということのを再認識した次第です。

以上です。

○小宮山会長 どうもありがとうございます。

ほかにも御意見はあるかもしれませんが、次にまいりまして、時間がある限り、後から御意見をいただいても結構ですので、議事の2に進みたいと思います。

第2回、第3回の審議会において、駒崎専門委員から、議論を進めるに当たって、具体的な機能や手法等について議論するに先立ち、まずは大枠の部分を含意した上で進めるべきではないかという御意見をいただいております、事務局が法第16条における基本理念等を踏まえ、資金の活用先となる事業が満たすべき基本原則の案を用意いたしましたので、まず事務局から御説明をいただきたいと思っております。

岡本参事官、お願いします。

○岡本参事官 資料3をごらんください。「休眠預金等活用にあつての7原則（案）」ということで、たたき台として、作成させていただきました。

①でございますが、自助・共助ということで、行政が本来行うべき施策（公助）の肩代わりではなく、自助・共助の活動に焦点を当てた支援を行う。

②持続可能性でございます。自立した担い手の育成及び民間資金を自ら調達できる環境の整備に資するよう活用し、社会の諸課題が持続的に解決される仕組みを構築する。

③透明性・説明責任でございます。政府及び指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体の各主体は、あらゆる情報を国民にわかりやすい形で公表するとともに、説明責任を果たす。

④多様性でございます。優先的に解決すべき社会の諸課題及びその解決策は、地域や分野等によって多様であることに十分配慮する。

⑤革新性です。前例のない取組、法や制度の狭間に落ちているような取組などを対象に、多様な手法を用い、柔軟かつ効率的・効果的に行い、その成果をより広範に発展的に展開するなどして、ソーシャルイノベーションを実現する。

⑥成果最大化でございます。社会の諸課題の解決に着実に成果を出すことが見込まれる事業を積極的に支援することにより、成果全体の最大化を図る。

⑦民間主導でございます。制度の運用にあつては、指定活用団体を中心とした民間主

導で行い、行政の過度な干渉を避け、民間の発意を尊重する。

7つにまとめさせていただきました。

裏面は、関連する第16条の部分を抜粋したものでございます。

以上でございます。

○小宮山会長 7つの原則でございます。

最近、有名な本は、MITの伊藤穰一さんの『9プリンシプルズ』です。あれがおもしろいです。あと2つ必要かもしれません。それは冗談です。

いかがでしょうか。駒崎さん、どうぞ。

○駒崎専門委員 最初のほうで、そういえば、自分が言ったということで、今、思い出しています。忘れていたのですけれども、何を言ったかということで、あれしているのですけれども、ありがとうございます。つなげていただいて、こういう形でまとめていただいて、大変感謝しています。

大枠としては、とてもいいのではないかと、今、思っておりますが、すごく細かい話になるのですけれども、1つは、私の資料のところ、現場との応答関係に基づいた存在とすることということで、出している内容なのですが、指定活用団体がばんとばらまいて、はい、やってくださいという、一方通行というよりは、現場の団体あるいは資金分配団体などが、こういうのをやりましょうという感じで、割とボトムアップというか、草の根できちんと情報が来て、そういうのをやろうというふうに、機動的にできるような、管理統制型というよりは、応答的な関係で事業をつくっていくみたいなニュアンスがあると、いいと思いましたということが1つです。

それがどこに入るのか、あるいは7つ以上、ナインプリンシプルズになってしまうのか、わからないのですけれども、いずれにせよ、いわゆる国などは、仕様書でがちがち固めて、これをやります、そのとおりにやってくださいという感じになるわけです。そうではなくて、現場のある種イノベーションが尊重されることがないといけないと思ったので、応答性みたいなものがあるといいというのが、1つありました。

あとは、議連の議論を尊重して、民間主導のところは、新設の団体にしようという話が前提としてあるので、新設する指定活用団体を中心とした民間主導みたいな形で補足して、議連の議論も入れ込んでいくといいと思いました。

成果最大化のところに入るのかもしれないのですが、評価をちゃんとしていこう。単にいいことではなくて、しっかり評価をしていこうというところが、恐らく法に関わるのではないかと思うのですが、「着実に成果を出すことが見込まれる事業」と言ってしまうと、そもそもリスクがあって、成果を出せるかどうかわからないけれども、成果を出せる可能性がある事業に対して、資金を提供しづらくなる、そういうリスクマネーは提供しづらくなってしまいますので、ここは着実にではなくていいのですけれども、成果は出す。そして、それをちゃんと評価する。それは、もしかすると、失敗することもあるかもしれない。でも、ちゃんと評価することによって、失敗だとわかるという形の書きぶりがよいのではな

いかと感じました。

考えがまとまっていないのですけれども、以上です。

○小宮山会長 「着実に成果を出す」と書くのは、おかしいのではないか。

○駒崎専門委員 既にやっていることになります。

○小宮山会長 革新的になんか、できない。

○駒崎専門委員 そうです。イノベーションというのは、着実には出ないと思います。

○小宮山会長 できません。それはもう常識です。

どうぞ。

○北地委員 北地です。

自助・共助のところで「肩がわりではなく」はいいのですけれども、別にプラスアルファでやることは、含めないでしょうか。

③の透明性の次の説明責任なのですが、これは分配団体なりの評価もあり得ますので、まだ説明責任ということで、断定しないほうがいいのではないかと思います。ここは模索中だと思っております。

○小宮山会長 透明性自体が、相当の部分、説明責任を果たしていることはあるでしょう。

服部さん、どうぞ。

○服部委員 ありがとうございます。

言葉の精査の前に確認したかったですけれども、たたき台というところの下に書いてある小さな字なのですけれども、「資金の活用先となる事業が満たすべき原則」と書いていただいています。つまり原則というのは、一体何の原則なのかといったときに、もちろん休眠預金全体の原則ではありますけれども、事業がどうあるべきなのか、混在しているように見えますので、本当に事業が満たすべき原則ということで、全てを精査していただきたいと思います。

○小宮山会長 どこが事業になっていないのですか。

○服部委員 例えば一番最後の民間主導も、主語としては「制度の運用に当たっては、指定活用団体を中心とした民間主導で行い」と書いてあるのですけれども、事業自体を見ていくのであれば、もうちょっと表現は違ってくるのではないかと感じられました。

②持続可能性についても、事業自体がというよりも、仕組みを構築しましょうと書いてありますので、休眠預金活用全体についてということであればいいのですけれども、活用先となる事業がどうかというと、ちょっと違うと思います。

○小宮山会長 なるほどね。事業が満たすべきなのか、制度の運用自体なのかというあたりが、混在しているわけですね。

○服部委員 そんな気がしています。

○小宮山会長 ここは、上を変えたほうがよさそうですね。

○野澤企画官 そうですね。法律の基本理念です。

○駒崎専門委員 私も服部さんの意見に賛成です。全体にかけるべきです。先の事業とい

うかね。

○岡本参事官 済みません。そういう意味では、我々が作成したときのつもりは、制度全体にまさにかけるという、そういうつもりでした。

○小宮山会長 その中の事業は、この中に書いてあってもいいわけだから、上を直してしまえばいいのです。

どうもありがとうございます。

野村さんの前に、岸本さんが挙げておられました。

○岸本専門委員 先ほど飯嶋委員が提出された資料と、若干かぶるところがあるのですけれども、誰のための事業なのかといいますか、どこに成果を持つのか。今、社会課題の解決のときに、誰の豊かさ、誰の幸せというところを、1つの方針として、もしかしたら、8番目かもしれませんけれども、入れたらいかがかと感じました。

飯嶋委員が御提出の資料の中で、これが単純に企業の日線、企業が抱えている課題であるとする、違うのではないかと思ひまして、同じ課題であっても、地域住民の視点、そこから見た課題という絞り込みがあつてしかるべきなのではないかと思ひますので、生活の豊かさを実現するような視線、そういうものが1つ必要なのではないかと思ひています。

○小宮山会長 そう考えれば、そういう上で、企業がそこに貢献できるということであれば、いいのかもしれませんが。

○岸本専門委員 そうですね。観光ボランティアといったときに、何かしら、その地域でイベントがあつて、そこでいっとき働く観光ボランティアを必要としているという話だとすると、ちょっと違うのではないかと思ひて、むしろ住民の視線から見て、その地域が国際化していく、国際交流をしていく必要がある、あるいは内なる国際化を必要とするというところで、初めて出てくる課題なのではないか。誰のための成果なのかという視線は、はっきり立てたほうがよろしいのではないかと感じております。

○小宮山会長 やはり社会なのではないでしょうか。

○岸本専門委員 社会というと、ちょっと広過ぎるのです。やはり最終的な住民日線が必要なのではないか、生活者というものが必要なのではないか。

○小宮山会長 そのために民間主導と言っているわけで、民間の中には、企業も入るのでしょう。

○岸本専門委員 それでしたら、700億の分配先として、ここで取り上げる必要があるのかということ提起したいと思ひます。

○小宮山会長 目的の書き方ですね。

○岸本専門委員 そこはあると思ひます。

○小宮山会長 社会課題ではだめですか。

○岸本専門委員 今、法では、社会課題と書いてあるのです。

○北地委員 それに関連してなのですからけれども、幾つかのハイブリッドな組み合わせの仕方を想定してみようと思ひております。

○小宮山会長 それが出てくると、ここの議論がしやすくなるということにしましょう。

○駒崎専門委員 今のお二人の議論で、恐らく人々のためにというところに立脚しようというお考えです。ただ、企業も民間の中に包摂されるはずだから、それを排除する必要はないだろうというお話だと思います。

おっしゃるとおりで、恐らく担い手側は、企業もいて、NPOもいて、財団もいて、いろいろいると思います。ただ、社会課題と言った際には、単純に、例えば福岡の企業が人手不足で困っていますみたいなものは、営利企業が人手不足だけという話になってしまうから、そうではなくて、そこに住んでいる人々が、このような課題で悩んでいることに対して、企業がどのように課題解決に関われるから、企業を支援しようみたいな、そういうニュアンスであり、イメージだと思いました。

○小宮山会長 ありがとうございます。

これもかなりエンドレスになりそうです。

野村さん、どうぞ。

○野村委員 ありがとうございます。

先ほど服部さんからお話があったと思うのですが、この7つの中に混在しているものとして、制度全体の話になりますと、この間、岡山の公聴会に行かせていただいたのですが、その中で、出席されている方が、事例として取り上げられているものが、先行的に有利な扱いを受けているのではないかという御疑問を持って、御発言をされた方がおられたのです。そういう意味では、利益相反とか、あるいは公平性とか、そういったものについて、きちっと管理をしていくものがないと、制度全体に対する信頼を失ってしまうのではないかと思いますので、もし先ほどのように、事業に絞らないのであれば、もう少し入れるべき原則があるのではないかと思います。

○小宮山会長 原則というのは、何ですか。具体的に言ってください。

○野村委員 例えば公平性とか、利益相反の排除というものが、恐らく一番あるのだと思うのですが、何らかの損得というのでしょうか、例えばこの審議会のメンバーに近ければ、有利になっているということは、起こらないということです。

○小宮山会長 わかりました。言葉にして、事務局に送ってください。

○野村委員 提案させてください。

○小宮山会長 事務局もかわいそうですからね。

○野村委員 1点だけ、追加で、同じことなのですが、これにこだわり過ぎますと、今、実際にやっている事業がそれほど革新性はないものの、足らざるところをつけ加えるといったものが、逆に排除されて、形が変わっていなければ、認めてもらえないのかという方向になるのは、本末転倒になる可能性もありますので、社会的課題が一番解決されるのであれば、形にこだわるよりは、実質をとるということも必要だと思いますので、その辺も言葉にして、御提案させていただければと思います。

○小宮山会長 どうもありがとうございます。

たくさん挙がっています。

○駒崎専門委員 今の野村先生の議論にいいですか。

○小宮山会長 どうぞ。

○駒崎専門委員 おっしゃることは、すごくよくわかります。利益相反などがないみたいなことは、恐らく透明性を高めていけば、それが可視化されるので、要望できるのではないかと思います。

一方で、公平性というのは、とても危険なワードなので、厳しいと思っています。基本的に国の補助金というのは、公平原則があるので、それがゆえに、救えないというケースがあります。例えば被災地支援のときに、私らが経験したのは、結局のところ、支援物資が来ているにも関わらず、体育館の中で公平に配れないがゆえに、中継地点で滞留しているというケースです。こうしたことに関しては、公平性の原則を逸脱する必要が出たりします。なので、民間主導というのは、ある種、そうした国の公平性を越えられる可能性があることなので、公平性に関しては、慎重に議論していただけたらと思います。

○小宮山会長 重要なポイントに聞こえます。

牧野さん、どうぞ。

○牧野委員 公平性のところの議論と相反するような話で、恐縮なのですが、私は、検討案の中に出ています、呼び水効果、先導性、むしろそちらを取り上げるべきではないかと思っています。だから、公平性の議論とは、もしかしたら、相反するかもしれません。

○野村委員 ごめんなさい。私の意見なので、一言だけ言わせてください。

○小宮山会長 一言だけでお願いします。

○野村委員 ワーディングが悪かったのかもしれません。

○小宮山会長 公平性が悪いということですね。

○野村委員 ワーディングの問題だと思います。何か正義がないと、不信感がすごくあるということです。そこはワーディングの問題だと思います。

○小宮山会長 わかりました。いいワーディングを入れていただきたいと思います。

○牧野委員 要は革新性の話とも関係するのですが、いつまで休眠預金を活用するのかという、出口論に関わる話でいえば、先導性、呼び水効果、こういったところをある程度踏まえておかないと。公聴会の意見の中で、気になったのは、例えばNPOの人件費にこれが出せるような仕組みがほしいというのは、その気持ちはわかるのです。

○小宮山会長 ものすごく多かったです。

○牧野委員 気持ちはわかるのですが、それをやったら、ずっと同じ団体にそういうものを出し続けることになりかねず、それが本当にいいことなのかどうかという話だと思います。そういう意味でいくと、先導性、呼び水効果みたいなところを、考えていく、踏まえる必要があるのではないかと思います。

○小宮山会長 ありがとうございます。

宮城さん、どうぞ。

○宮城専門委員 私は、②持続可能性というワードが重要であると同時に、わかりにくいと思いました。先ほどの全体に関わるのか、資金の活用先に関わるのかということも含めてなのですが、例えば資金の活用先が自立的であることを前提とする、自立的になっていくことを注視するという部分と、後半の社会の課題解決が持続的に解決される仕組みを構築するという、全体のエコシステムの持続性みたいな、あるいは自律性みたいな部分というのは、分かれてくると思ひまして、前者はわかりやすいのですけれども、後者の全体のエコシステムが自律的になるための仕組みづくりに対して、ある種の側面支援的な投資もしっかりしていく。その中の1つが、人材育成だったりすると思ひます。

○小宮山会長 そうですね。社会的課題が持続的に解決されるまで言うのと、いき過ぎだというわけですね。そういうことですね。

○宮城専門委員 はい。

○小宮山会長 わかりました。ちょっと考えましょう。そこは重要なポイントかもしれません。

服部さん、どうぞ。

○服部委員 細かいことではなくて、そもそも論の続きなのですけれども、原則とは一体何かといったときに、先ほど牧野委員からも出たのですが、呼び水とか、もう少しほんわかとした、社会セクターにとってとか、いろんなネットワークが好ましいといったことは、ガイドラインなのか、それともこういった基本的なところで、復興の資料では、文章で意思が出ているかと思ひます。キーワードで、機能としてこういうものが必要ですという原則の仕方と、こういう思いを持った審議会ですという原則と、どちらでやりますかといったことがあると思ひます。

○小宮山会長 原則をどう書くかというのは、結構難しいのです。3つとか、4つだと、割合簡単なのだけれども、いろいろ列挙していくと、難しいのかもしれない。そこら辺は、どうしますか。だから、具体案を言ってください。

○服部委員 私としては、どちらかといえば、復興の原則バージョンのように、私たちはどう思って活用するのかといったところ、つまり社会セクターに寄与するとか、これによってコミュニティーのきずなが高まるとかね。

○小宮山会長 それは、法律と変わってきます。法律に書いてあるのではないですか。

○服部委員 書いてありましたか。

○小宮山会長 知らないです。

○服部委員 全ては書いてないし、書いてあるものもあると思うのですが、結局、この原則に立ち戻って、指定活用も、それぞれの資金分配もお考えになったときに、ここの原則が必要だと思ひます。

○小宮山会長 わかりました。今のことを頭に入れて、事務局にも考えていただきます。

○服部委員 お願いします。

○小宮山会長 小河専門委員、どうぞ。

○小河専門委員 ありがとうございます。

私が聞きたいことは、今、大体出たのですが、原則が多くなってしまうと、どんどん絞られてしまう可能性があるのも、その辺は、こういうことをやりたいと思っている人が、これを全部満たさないといけないとなってしまうと、どうか。先ほど野村委員から、革新性のお話もありましたけれども、そういうところもあるので、その辺をどういう考え方にするかということも、1つポイントだと思います。

2点目ですが、今回のこの事例は、私もすばらしいものだと思うのですが、まさにこの事例をつくるために、それぞれ専門分野、例えば私でいうと、今まで奨学金のことに関わりがあったり、子どものこと、先ほど駒崎さんがおっしゃったみたいに、今、子どものニーズが何かということは、わかっている。皆さんそれぞれのネットワークの中で、それぞれの得意分野、餅屋は餅屋のところがあるので、そういうものをあわせて、何か事例提示ができると、私たちが出せる場所として、とてもいいのではないかと思います。

○小宮山会長 野村さん、どうぞ。

○野村委員 恐らくこれは、先ほど出ていたように、事業についての原則、こんな事業にしてほしいという話と、この制度全体についての申し合わせ事項みたいなものが混在しているのであれば、分けたほうがいいのかもしいかなという気がします。

例えば地域に偏在しないようにというのは、事業者が考えることではなくて、資金分配団体とか、指定団体が考えることなので、その話がここにあって、多様性と書かれていても、自分たちは、ほかの人がやっていることは、出してはいけないのかという話になってしまうので、それは違うレベルだと思います。

○小宮山会長 制度全体のことが頭に書いてあって、原則は、事業に対して書くのがいいのかもしれませんが。こういうものは、書いてみないと、わからないのです。

○野村委員 そうだとすると、先ほど皆さんの議論を呼んでしまったものは、ワーディングとしては、公平がもしだめだとすれば、公正だと思うのですがけれども、そういったものは、制度全体についての色として、きちっと示していただくというほうに、入れていただければ、ありがたいと思います。

○小宮山会長 程さんで、おしまいになります。

○程委員 今、野村委員がおっしゃったことを言おうと思っていたのですが、私は今回提案された7原則は資金の活用先となる事業が満たすべき原則だと見ていたのです。

○小宮山会長 私もそう見ていました。

○程委員 もし休眠預金活用の仕組み全体の原則とするのであれば、別途進めている調査アドバイザーグループでの議論や、また先ほど駒崎専門委員からご発言がありました、トップダウンではなくて、相互にどんどん発展していくというイメージだというお話を踏まえても、多様な団体による連携という、生態系の話も入れるべきではないかと思っております。一方で、もしこの7原則を事業が満たすべき原則とするのであれば資金活用先の事業を選ぶ側である資金分配団体や指定活用団体が、支援先の選定に迷った際に立ち返

れるような大原則とすべきではないかと考えています。

また、評価される側の現場団体も、この大原則に基づいて事業計画を立てるといったように、最終的に困ったときに、もう一度立ち返って、指定活用団体も資金分配団体も一緒に語って、優先順位をつけられるような、その中で場合によっては、現場団体からも、「ここは諦める。なぜかという、自分たちより7つの項目を満たしている、他の団体が支援されたほうがよいのではないかと思うからである」というような意見が出されるような議論も、生態系の中で起きるべきだと思います。

○小宮山会長 わかりました。

そうしたら、今、大変貴重な御意見をいただいていますので、事務局で、もう一度、委員の方とも御相談いただいて、アドバイザリーボードも御活用いただいて、お考えいただきたいと思います。それでよろしいですか。

○前田室長 会長からの話にありましたが、基本的に私どもとしては、筆が滑ってしまったという部分があると思っています。

○小宮山会長 役人としては、珍しいですね。

○前田室長 滑ったというか、制度全体に関わる原則であるべきなのです。と申しますのも、これから指定活用団体がどうだ、資金分配団体がどうだという議論を進めてまいりますので、それよりも先に、事業云々かんぬんということになりますと、議論が逆転しかねないこともあります。したがって、あくまでも、制度全体に係る原則ということで、整理したいと思っています。そういう形で、いろいろ御意見をいただきたいと思います。

○小宮山会長 なるほどね。事業の原則も、そのうち、あったほうが良いと思います。それこそ、先ほど程さんが言われたように、いつも見直すものとかね。

○前田室長 そういうものは、また別だと思います。

○小宮山会長 別につくりますか。

○前田室長 そうではないかと思っています。かなりかぶる部分もあるかもしれません。

○小宮山会長 お考えください。

○前田室長 そこは検討させてください。

○小宮山会長 そちら辺は、皆さんと御相談してください。

○北地委員 それは活用団体と分配団体の順番で入っていくのだと思います。

○小宮山会長 なるほどね。それもそうですね。

わかりました。ありがとうございました。

どうぞ。

○野澤企画官 済みません。ちょっと遅くなりましたが、先ほど岸本専門委員から御指摘のあった、仙台の件なのですけれども、今、議事録を取り寄せましたので、読み上げます。仙台においては、基本方針の策定段階で絞り込むべきでなくというくだりのところを引いた上で、その先に、指定活用団体において決定することが望ましいという意見があったと

書かれていますが、私は現審議委員の皆さん方、専門委員の皆さん方、まさしく民間の総合力が生かされるような場ではないかと思っております。現段階で、指定活用団体もはつきりしない中で、そこを先延ばしするのは、いかがなものかと思っておりますので、ぜひそのところについては、審議会の中で話をさせていただきたいと思っておりますということです。

もう一つ、岸本専門委員がおっしゃっていたようなニュアンスのものは、別途、ネットできている御意見としては、確かにございました。

以上でございます。

○小宮山会長 このままでいいということですね。

○野澤企画官 はい。

○小宮山会長 ありがとうございます。

それでは、修正というか、今、御意見をいただいたので、お考えいただきたいということで、よろしく願いいたします。

原案では、修正に関しましては、委員の皆様、私に御一任いただくことでよろしいでしょうかと書いてあります。もう少し考えたほうがいいかもしれません。

○前田室長 先ほども申し上げましたが、制度全体に関わる原則ということで、御意見を私ども事務局にいただきまして、それを見て、御一任という形になるのか、もう一度、この審議会でご議論いただくのか、御相談させていただければと思います。

○小宮山会長 御一任いただけるかどうかの判断を、私が御一任されたということにさせていただきたいと思います。

それでは、本日の議事は全て終了いたしました。基本方針策定に向けた審議スケジュールの変更につき、報告させていただきます。

審議スケジュールについては、前回の審議会において、第7回から第9回までの3回にわたり、指定活用団体及び資金分配団体について御議論いただくこととし、また、堀内先生に対して、第6回審議会における革新的手法の開発の促進の検討の際に、報告をお願いしたところです。

しかしながら、諸事情により、指定活用団体及び資金分配団体についての議論にかかる時間を十分に確保する必要があると考え、お手元の資料4にありますとおり、指定活用団体及び資金分配団体についての1回目の審議を、革新的手法の開発の促進、成果評価に関する主な論点の審議と順番を入れかえ、第6回審議会に前倒しすることにいたしました。

当面は、このスケジュールのイメージを基本としつつ、議論を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

このように議論を進めていくに当たりまして、私から皆様にお願いがございます。

11月8日に開催する予定の第6回において、指定活用団体のミッション、機能及びガバナンスについて、御議論いただくこととなりますので、これらについて、何かお考えがございましたら、具体的な指定活用団体の組織のイメージ図や御意見を資料として御提出ください。

また、11月10日に開催する予定の第7回の議論に当たりましても、革新的手法や資金の活用の成果に係る評価について、御提案等がございましたら、資料を御提出ください。

ぜひ皆様から積極的に資料を御提出いただければと希望しておりますので、よろしくお願いいたします。

どちらの資料も、事務局への提出期限は、10月27日金曜日中とさせていただきます。

御質問はございますか。よろしいですか。

ぜひ資料の提出をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。